

ページ  
段行

誤

正

令和四年十二月二十三日（号外第二百七十五号）  
する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件

二号（交通の方法に關）

### 第3節 歩行者の保護など

### 〔1・2 略〕 3 身体の不自由な人の保護

身体障害者用の車で通行している人がいる場合や白や黄のつえを持つた人や盲導犬を連れた人が歩いていく場合には、一時停止か徐行をして、これらの人方が安全に通れるようにしなければなりません。

〔4-16 番〕  
同ページ表中改正前欄中二〇行目の次に次を加える。

3 身体の不自由な人の保護 [1・2 同差]

身体障害者用の重いまで通行している人がいる場合や白や黄のつぶを持った人や導盲犬を連れた人が歩いている場合には、一時停止か徐行をして、これらの人方が安全に通れるようにしなければなりません。

改正後欄中  
終りから

横断中の者

(4)

### 横断中の歩行者及び遠隔操作型小型車

終りから  
七

黄色の灯火の矢印  
路面電車は、黄色の  
向に進むことができ  
進んではいけません。

進んではいけません。

歩行者及び遠隔操作して進むことができました。

同ページ表中改正前欄中一三行目の次に次を加える。

黄色の灯火の矢印	路面電車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方に向進むことができますが、 <u>歩行者</u> や車は、進んではいけません。
黄色の灯火の点滅	歩行者や車や路面電車は、他の交通に注意して進むことができます

故此，我們在這裏所說的「人」，就是指「人」這一個體，而並非指「人」這個種族。